

平成 14 年 6 月 14 日

金融庁長官  
森 昭治 殿

栃木県宇都宮市御幸町 84 番地

栃木県中央信用組合

金融整理管財人 永盛久也

金融整理管財人 福田哲夫



預金保険法第 80 条に基づく報告書（補遺）の提出について

当信用組合の業務につきまして、日頃より格別のご高配を賜り、誠に有難く厚くお礼申し上げます。

さて、預金保険法第 80 条の規程に基づき、別紙のとおり「報告書（補遺）」を提出いたします。

## I はじめに

栃木県中央信用組合は、平成13年12月7日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「当組合の財産をもって債務を完済することができない」状況にある旨の申出を行い、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づき、当組合が「管理を命ずる処分」を受ける状況に至った経緯等について調査し、平成14年5月13日には、報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づき行なった栃木県中央信用組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

## II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

### 第1 はじめに

金融整理管財人は、栃木県中央信用組合の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事またはこれらの職にあった者に対する責任追及を行なうことが重要な職務の一つとされていることから（預金保険法第83条）、金融整理管財人において、当組合の管理部・検査部の職員に指示して情報を収集する等して法的責任追及についての慎重な調査・検討を行なってきました。本日までの調査・検討の結果を報告します。

### 第2 刑事責任追及について

業務上横領罪または背任罪を中心に該当する事由の有無について、関係書類を調査したり関係者から事情聴取する等して慎重に調査・検討をおこなってきました。

具体的には、当組合の元職員の親族が代表者となっている会社への融資案件について、融資の実行に際し、実際の資金使途が融資申込の理由と異なることを理事等が認識していたかどうか、融資実行の際の理事等の意図はどのようなものであったか等を詳細に検討する必要があると考えられます。

告訴・告発が可能であるかどうかについて、引き続き調査・検討を行うこととしていますが、事業譲渡時までに結論を出すのは困難な状況です。

### 第3 民事責任の追及について

#### 1 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

当組合の融資状況の特徴は、不動産・建設業への融資が大きな割合を占めること（総融資量残高の31.9%）と、大口の貸付のほとんどが不良債権化していることです。これが今回の破綻の基本的原因と考えられます。

このような認識の下に、旧経営陣の責任追及のための調査方針を立てました。調査方法は、平成6年11月、平成8年10月、平成11年7月になされた栃木県による各検査の検査報告書、平成12年10月になされた関東財務局による検査結果通知書に指摘された事項を参考に、合計44社（関連先を含めると約60社）を抽出し、金融整理管財人が中心となり、貸付けの当初に遡って稟議から決裁・追加融資・その後の管理体制等について、旧経営陣の民事責任追及に結びつくような法令違反や任務懈怠が認められるか否かという観点から調査・検討しました。そのうえで、問題があると思われる案件14件について、更に詳しく調査を行ないました。

また、当組合には関連企業はありませんが、役員その親族及びこれらの経営する企業等に対する融資についても、違法性及び不当性の有無について調査しました。

更に、マイカル社債のデフォルトが生じたことが当組合の今回の破綻の原因のひとつであったことから、有価証券による資金運用に関して、関係書類を精査し、役職員から事情聴取するなどして調査しました。

#### 2 調査の結果

(1) 融資に関する意思決定が、充分な調査の下になされていなかったことが、不良債権発生の基本的原因であったと考えられます。

当組合においては、営業部門と独立して融資の審査を行う組織が存在しておりません。従前、支店長段階での融資限度額は100万円（平成12年6月まで）であったため、ほとんどの融資案件について支店から本部に稟議がなされる体制でしたが、本部での稟議は、常勤理事、専務理事、理事長がそれぞれ内容を審査し、問題があればこれらの者が合議して決裁するとの体制でした。

しかし、融資先の財務内容や事業計画の調査・検討も不十分であり、

融資金の使途、返済の原資については稟議書に一応の記載がされているものの、融資先の説明を援用するだけで裏付資料がなく、回収に懸念なしとは到底いえない案件を、常勤役員がそのまま決裁しているというものが少なくありません。

大口融資、不動産業者や建設業者への融資については、支店の意向が強く反映され、本部の審査はこれを追認するに過ぎないという状態であったと言えます。

(2) 債権管理の面においては、期日管理が充分行われておらず延滞を放置したままのような状態となっていた事例があり、また、ほとんどの事例で、業績や財務内容の好転を見込める客観的資料もないのに、融資先の言うがままに漫然と条件変更等に応じることを繰り返しています。

組織としては本部に管理部が設置されていましたが、競売申立等を行うかどうかについては、専務理事や理事長の意向が強く反映されて、そのため、回収業務への着手が遅れ、不良債権処理を遅らせることとなつたと思われます。

(3) また、当組合の融資の中には、与信先が破綻しその与信先から徴求していた担保不動産が競売される際に、最低競売価格を大幅に上回る金額で関係不動産業者に落札させる為に新たな融資をしている事案がいくつか見られます。このような融資は、不良債権の処理を遅らせると共に、新たな不良債権を発生させるものでした。

(4) 有価証券の運用については、マイカル社債のデフォルトが生じたことが、今回の破綻の原因のひとつでしたが、マイカル社債購入時点では格付機関等において投資適格と判断されていたことからして、購入した行為を不当として賠償責任を追及することは現時点では困難ではないかと考えられます。

(5) 役員や役員の関連会社に対する融資案件については、理事会の承認手続きが取られており、内容的にも著しく不当であるものは、現時点では発見できませんでした。

### 3 調査結果に基づく検討

(1) 現在までの調査結果は、前述のとおりですが、旧経営陣の民事責任を追及するうえでは、以下の案件について更に調査・検討をする必要があると考えています。

① 従来の延滞金を回収する為に新たな貸付をし、その際貸付金を増額

している案件

- ② 組合従業員に対して多額の融資を行っている案件
- ③ 組合従業員の妻が経営する会社に多額の融資をしている案件
- ④ 従来の資金について新たな会社に債務引受けをさせているが、その会社がまもなく破産している案件
- ⑤ 不動産会社に競落資金及び事業資金として多額の融資を行っている案件

(2) これらの案件については、主として、中小企業等協同組合法第38条の2第1項、第42条において準用する商法第254条第3項、民法第644条に基づく理事の責任（任務違背、善管注意義務違反による損害賠償責任）が問題となります。

しかしながら、具体的に損害賠償請求を行い、あるいは損害賠償請求訴訟を提起するためには、各案件ごとに融資審査の過程でなされた当該理事らの作為又は不作為の内容、当組合の蒙った損害額、当該融資と損害との因果関係を個別・具体的に確定させなければならず、これらの点に関して更に詳細な調査・検討が必要であり、現時点では提訴の是非を決定し、その実行に踏み切るまでには至っておりません。

#### 4 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

上記のとおり、旧経営陣に対する民事責任追及の根拠となる可能性のある案件は見出されたものの、具体的に損害賠償の請求を行い提訴に及ぶべきかどうか、どのような請求を行うべきかを決定するためには、更に調査・検討が必要であり、平成14年6月24日予定の事業譲渡(当管財人らの任務終了)までに結論を出し、実行に移すことは極めて困難な状況にあります。また、今後、株式会社整理回収機構の調査等により、新たな事実が判明する可能性もあります。

そこで、旧経営陣に対する責任追及に関しては、株式会社整理回収機構において引き続き責任追及が行いうるよう、当管財人らが行った調査に係る関係資料を同社に引き継いだうえ、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡いたします。

以上